

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年９月３０日

大津市長 佐藤 健司

１ 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和８年度地籍調査業務（田上①）
- (2) 委託場所 大津市稲津二丁目ほか
- (3) 履行期限 令和９年３月３０日
- (4) 業務内容 地籍調査・測量業務 一式
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) 最低制限価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (7) 支払条件 業務完了後、一括で支払う。
- (8) 図面等 大津市役所総務部契約検査課で閲覧に供するとともに、大津市入札情報公開システムに掲載する。

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日（以下「公告日」という。）から開札の日までにおいて、令和８年度大津市測量・設計等入札参加者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)	法令等による登録	測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項に規定する測量業者の登録を受けている者であること。
(2)	入札参加申請における希望業種	「測量」であること。
(3)	配置予定技術者	ア 本業務において、次のいずれにも該当する管理技術者及び担当技術者を配置できること。なお、管理技術者と担当技術者は、兼ねることができる。 (イ) 測量法第４９条第１項の規定による測量士（担当技術者にあつては、測量士又は測量士補）の登録を受けている者であること。 (ロ) 直接的かつ恒常的な（公告日現在において３か月以上）雇用関係にある者であること。 イ 本業務において、次のいずれかに該当する管理技術者又は担当技術者を配置できること。 (イ) 一般社団法人日本国土調査測量協会による地籍調査管理技術者の登録を受けている者であること。 (ロ) 公益社団法人全国国土調査協会による地籍主任調査員の登録を受けている者であること。 (ハ) 土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条第１項の規定による土地家屋調査士の登録を受けている者であること。

(4)	その他	ア 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。 イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。 ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。 エ 大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。 オ 測量法第57条第2項の規定による営業の停止を受けていないこと。 カ 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ)aにあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (7) 資本関係 a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 c a又はbと同視しうる関係にあると認められる場合 (イ) 人的関係 a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 iv 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） (d) 組合の理事 (e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの
-----	-----	--

		b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合 c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 d a から c までと同視しうる関係にあると認められる場合 キ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。 (ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。 (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 (ロ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 (ハ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。 (ニ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (ホ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
--	--	---

3 入札参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 入札参加資格確認申請書は、入札説明書に示す様式及び留意事項等に基づき作成するものとする。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 電子入札システムにより入札に参加しようとする場合

電子入札システムにて一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書に必要書類を添えて提出すること。

イ 紙入札により入札に参加しようとする場合

必要書類全てに紙入札参加届出書を添えて大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町3番1号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は次号の受付期間内に必着とするので注意すること。

(3) 受付期間 令和8年9月30日（水）午前9時から同年10月9日（金）午後5時まで

4 契約条項を閲覧する場所

大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町3番1号）

5 入札書受付期間、内訳書開封予定日時、開札予定日時、受付場所及び方法

- (1) 入札書受付期間 令和8年10月22日（木）午前9時から同月26日（月）午後5時まで
- (2) 内訳書開封予定日時 令和8年10月27日（火）午前10時20分
- (3) 開札予定日時 令和8年10月27日（火）午前10時20分
- (4) 受付場所及び方法

ア 電子入札システムにより入札する場合

電子入札システムにて見積内訳書を添えて入札すること。

イ 紙入札の場合

入札書及び見積内訳書を大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町3番1号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は第1号の受付期間内に必着とするので注意すること。

6 受付期間等に係る留意事項

第3項第3号の受付期間及び前項第1号の入札書受付期間については大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除くものとし、電子入札システム等の利用可能時間等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 電子入札システムの利用可能時間 午前8時から午後10時まで
- (2) 入札情報公開システムの利用可能時間 午前6時から午後11時まで
- (3) 大津市役所総務部契約検査課における受付時間帯 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 入札無効の要件

規則第13条による。

9 談合情報に対する対応

- (1) 入札に関して談合情報があったときは、入札の執行の延期又は取りやめ、事情聴取、確約書・誓約書の徴取及び公正取引委員会への報告を行うことがある。
- (2) 入札談合の事実があると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめ、又は入札を無効とし、及び公正取引委員会への報告を行う。
- (3) 契約締結後に談合等の不正行為が明らかになったときは、契約を解除し、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求することがある。

10 その他

- (1) この公告に記載のない事項は、入札説明書に記載のとおりとする。
- (2) 入札参加者が関係法令及び大津市契約規則並びに入札心得に反する行為をしたときは、大津市建設工事等指名停止基準により指名停止を行うことがある。